

「居心地良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた  
関係省庁支援チームの設置について

令和3年3月26日  
関係省庁申合せ

1. 「居心地良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、街路、公園、水辺空間、民間空地等の公共空間利活用等に向けた対応方策等を検討し、関係省庁の連携により地域の取組を支援するため、「居心地良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係省庁支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。
2. 支援チームの構成員は、次のとおりとする。

チームリーダー	国土交通省	都市局	まちづくり推進課長
構成員	内閣府	地方創生推進事務局	参事官（地域再生担当）
	警察庁	交通局	交通規制課長
	厚生労働省	医薬・生活衛生局	食品監視安全課長
	国土交通省	都市局	街路交通施設課長
	国土交通省	都市局	市街地整備課長
	国土交通省	都市局	公園緑地・景観課長
	国土交通省	水管理・国土保全局	水政課長
	国土交通省	水管理・国土保全局	河川環境課長
	国土交通省	道路局	路政課長
	国土交通省	道路局	環境安全・防災課長
	国土交通省	住宅局	市街地建築課長

3. 支援チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、国土交通省都市局において処理する。
4. 前3項で定めるもののほか、支援チームの運営に関して必要な事項は、構成員の合議により定める。